

本市が加入する予定の保険について

- 公益社団法人 全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済

				定義	例	
1	共済の 目的範囲	建物		土地に定着し、屋根及び柱又は壁を有する構築物	住宅、庁舎、校舎、病棟、車庫等	
		工作物		建物以外の用途に用いられる構築物	門、塀、アーケード、煙突等	
		動産	収容動産	単一動産	その品目ごとの1基または1個の動産	楽器類、電話機、コピー機等 各1台
				据付機器装置	各種処理施設の機械設備(病院の検査機械、上下水道施設の送水ポンプ等)	
			集合動産	多数ある単一動産をまとめたもの	OA機器一式、椅子一式	
屋外動産	屋外動産	建物の屋外に常置されている動産	屋外に設置されたポンプ・屋外受電設備・空中(地中)ケーブル等			
2	てん補 責任範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・火災による損害 ・落雷による損害 ・破裂または爆発による損害 ・建物または工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損害 ・車両の衝突または接触による損害 		<ul style="list-style-type: none"> ・騒じょうもしくは労働争議またはこれらに類似する集団示威行動に伴う暴行による損害 ・破壊行為による損害 ・風災または水災による損害 ・雪害による損害 ・土砂崩れによる損害 		
3	免責となる損害	<ul style="list-style-type: none"> ・故意もしくは重過失または法令違反による損害 ・発酵もしくは発熱または加熱もしくは乾燥作業による損害 ・紛失または盗難による損害 ・学校施設ならびに住宅物件基率を適用する建物、工作物および動産のガラスのみに生じた損害 ・車両の衝突または接触による電車、自動車の損害 		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外動産の内部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊により、屋外動産内の動産について生じた損害 ・戦争、暴動その他の事変またはテロ行為による損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ・核燃料物質等による損害 ・雨漏り、雨、風等による吹き込み損害又は、台風等による塩害 		